

## 生涯学習概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと)

1. 「生涯教育」という考え方は、1965年のユネスコの会議から広がったと言われますが、その考え方の提案者、背景、内容について、あなたが理解していることを総合的に600字以内で述べなさい。(20点)
2. 生涯学習による学習成果の活用が求められるのはなぜですか。成果の生かされ方に着目し、現在と20年ほど前とを比較して、600字以内で述べなさい。(20点)
3. 生涯学習のために学校施設を利用することについては、法的な根拠として、学校教育法第137条「社会教育への利用」や社会教育法第44条「学校施設の利用」で規定され、「学校教育上支障のない限り」利用できる等と説明されているが、「博物館と学校との関係・利用のあり方」について、「学校・教職員側から博物館へのアプローチ」という視点、または、「博物館・学芸員側からの学校へのアプローチ」という視点の**いずれか1つの視点から**600字以内で論じなさい。(15点)
4. 次の文の正否を判断しなさい。正しいものには 、正しくないものには×をつけなさい。(各3点)
  - (1) 社会教育主事は、都道府県レベルにのみ置くことが想定されており、学校の教頭経験者が就くことになっている。
  - (2) 公民館主事になるには、大学で公民館主事になる資格を取得しているか、国が実施する資格認定試験に合格していることが必要である。
  - (3) 大学が生涯学習センター(名称は異なるが同種の施設を含む)をおくときには、所在地の都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。
  - (4) 社会教育委員は教育委員会の職員(社会教育課長・生涯学習課長等を除く)が就任する委員である。
  - (5) かつて「社会教育法」という法律が存在したが、現在は廃止され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に受け継がれている。

